

仕様書

1 業務名

広島市医師会運営・安芸市民病院テレビ等レンタルシステム設置運営業務

2 業務概要

(1) 業務内容

広島市医師会運営・安芸市民病院におけるテレビ等レンタルシステムの設置運営

(2) 契約期間

契約日から令和16年3月31日まで

(3) 設置運営開始日

令和8年11月1日

3 設置場所

広島市医師会運営・安芸市民病院（広島市安芸区畑賀二丁目14番1号）

4 機器及び設置台数

病床数	機器及び設置台数									
	床頭台	19型 テレビ	16型 テレビ	冷蔵庫	ランドリー システム	課金機	カート 販売機	カート 精算機	代わ り販売機	院内放 送システム
140床	106台	140台	16台	120台	6セット	116台	4台	1台	2台	1式
設置場所内訳（院内放送システムは除く）										
一般病棟・地域包 括ケア病棟	80台	80台		80台	4セット	80台	2台		2台	
緩和ケア病棟	20台	20台			2セット	20台	1台			
介護医療院	6台	40台		40台						
透析室			16台			16台	1台			
総合受付								1台		

5 機器の仕様

(1) 床頭台

ア 寸法

(ア) 一般病棟、地域包括ケア病棟、介護医療院（86台）

幅500×奥行745×高さ1,750mm程度

(イ) 緩和ケア病棟（20台）

幅500×奥行530×高さ1,480mm程度

- イ 操作が容易なストッパー付きのキャスターを有すること。
- ウ 一般病棟、地域包括ケア病棟、介護医療院に設置する床頭台は冷蔵庫一体型とし、緩和ケア病棟へ設置する床頭台は冷蔵庫を付属しない。
- エ スライドテーブルを設置すること。
- オ 容量及び操作性を考慮したセーフティボックスを設置し、マスターキーを病院に提供すること。マスターキーは病院で準備する間仕切家具（パラマウントベッド社製）と同じものとする。
- カ タオル掛けは、左右側面に設置すること。
- キ 足下灯を設置すること。
- ク 収納箇所の位置は問わない（天袋も可能）。
- ケ 一般病棟、地域包括ケア病棟、緩和ケア病棟、透析室には課金機を設置すること。また介護医療院には病院が電源管理を行うための処置をすること。

(2) テレビ

- ア 床頭台へ設置するテレビは19インチの液晶テレビとし、透析室へ設置するアーム付テレビは、16インチの液晶テレビとする。なお、一般病棟、地域包括ケア病棟、緩和ケア病棟、透析室用はプリペイドカードによる課金型とする。
- イ 地上デジタル放送及び衛星デジタル放送のチューナーを内蔵していること。
- ウ テレビの幅は、床頭台の幅以下とすること。
- エ ワイヤレスリモコン付きとすること。
- オ イヤホンジャック付きとすること。
- カ 個室以外に設置するテレビは、スピーカーから音が出ないようにすること。
- キ 床頭台に設置するテレビは、前後の移動及び上下左右の角度調整が可能なこと。
- ク 介護医療院の多床室へは、病院が準備する間仕切家具へ設置すること。
- ケ 透析室へ設置するテレビは、頭元から据え置き型（ビス止め）アームで設置すること。

(3) 冷蔵庫

- ア 容量は20リットル程度とすること。なお、500ミリリットルのペットボトルが縦置き収納できること。
- イ 静音及び低振動設計で、ペルチェ式とすること。
- ウ 介護医療院の多床室へは、病院が準備する間仕切家具へ設置すること。

(4) ランドリーシステム

- ア 洗濯機の上に架台を取り付けて、乾燥機を設置すること。
- イ 洗濯機は全自動式、ステンレス槽及び5.0kg以上の洗濯容量とすること。
- ウ 乾燥機は全自動式、ステンレスドラム及び5.0kg以上の乾燥容量とすること。

(5) 課金機

- ア プリペイドカード減算方式とすること。
- イ プリペイドカードの残度数及び残時間が表示できること。
- ウ 課金機は、操作が容易なものとする。

(6) カード販売機

- テレビ、冷蔵庫、ランドリーシステムの共通プリペイドカードとする。

(7) カード精算機

- ア 精算単位は10円とすること。
- イ 払い戻し手数料は無料とすること。

(8) イヤホン販売機

電源不要の手動式イヤホン販売機を導入すること。

6 放送システム、アンテナ等周辺設備の設置

次の周辺設備を設置すること。

(1) テレビ

- ア 病院案内動画を作成し、無料で院内に放送すること。
- イ 病院案内動画を放送できるよう、放送設備（メディアプレーヤー・キャビネット・コントローラー・ミキサー・変調器等一式、配線・接続工事を含む。）を設置し、アンテナ等配線を施工すること。
- ウ 地上デジタル放送及び衛星デジタル放送（NHK含む。）が視聴できること。
- エ 病院が放送を要請かつ提供したDVD等は、無料で放映すること。

(2) ランドリーシステム

配線・接続工事及び架台固定工事を施工すること。

7 保険

機器の盗難・火災・破損等の事故に対する動産保険に加入すること。

8 利用料金

各機器の利用料金は次のとおりとし、全額設置業者の収益金とする。

なお、契約期間中において、消費税及び地方消費税の改定があった場合は、別途協議により利用料金を決定することができるものとする。

- (1) テレビ 1時間当たり40円以下
- (2) 冷蔵庫 24時間当たり100円以下
- (3) 洗濯機 1工程（洗い・すすぎ・脱水）当たり100円以下
- (4) 乾燥機 1回（30分）当たり100円以下
- (5) イヤホン販売機 1個当たり200円以下
- (6) 介護医療院はテレビ・冷蔵庫のセットで1日当たり440円以下

9 管理経費等の納付

管理経費及び光熱水費として、月額 円（業者提案額）を市に納付すること（最低提案額月額8万円）。

10 メンテナンス体制

- (1) メンテナンス拠点の所在地から病院までのアクセスが概ね1時間以内の場所にあり、問題等が発生してもすぐに駆けつけることができること。

- (2) 緊急連絡網を整備し、病院に報告すること。
- (3) 年中無休のメンテナンス体制を整えること。
- (4) メンテナンスに係る経費を負担すること。
- (5) 機器の故障時に備えて、適切な数量の予備を確保し、故障時には迅速に予備の機器と交換すること。
- (6) 設置運営事業者が設置した機器等は、常に正常かつ清潔な状態に保つこと。

11 諸経費の負担

設置業者は、次の費用を負担すること。

- (1) 機器及び周辺設備の設置に係る費用
- (2) 機器及び周辺設備の運営に係る費用（ただし、電気料金及び水道料金は除く。）
- (3) 機器及び周辺設備の修繕に係る費用（ただし、利用者の明らかな不注意、若しくは故意によって発生した修繕を除く。）
- (4) 動産保険料及び機器に係る公課
- (5) レンタルテレビに係るNHK受信料（地上契約・衛星契約）
- (6) 上記4に係る費用
- (7) 契約期間の満了又は契約の解除等による機器及び設備等の撤去に係る費用

12 その他

- (1) 毎年度、広島市財産規則第28条に定める「行政財産使用許可申請書」を提出すること。なお、目的外使用料は免除する。
- (2) 電気料金及び水道料金については管理経費等を含むものとし、別途徴収はしない。
- (3) 契約期間中、病院の都合により機器の配置数及び配置場所等を変更する場合には、広島市との協議に応じること。
- (4) 設置は令和8年10月24日までに行うこと。搬入及び設置等に当たっては、病院等の指示に従うこと。
- (5) 設置運営事業者が現行の設置運営事業者と異なる場合、現行の設置運営業者と協力し合いながら、円滑な新旧機器の入替に努めること。
- (6) 契約期間の満了又は契約の解除により機器及び周辺設備を撤去する際、カード精算機については、契約終了後も広島市の指定する期間は設置すること。